

## 自動車運行管理業務に係る証明書等

	要求事項	提出書類等
1	運行管理責任者は、3年以上の類似業務を有すること。	運行管理責任者歴等
2	運行管理者は、事業者が直接雇用する65歳未満の社員であり、事業者の下で、直近1年以上運行管理者経験があること。	事業者が運行管理者を直接雇用していることがわかる資料、運行管理者歴等
3	運行管理者は、自動車運転歴10年以上、かつ東京都内において運転従事歴5年以上で幹部等送迎運行歴2年以上あること。	自動車運転歴、東京都内運転従事歴及び幹部等送迎用車両運行業務歴が確認できる資料等
4	運行管理者は、普通自動車第二種免許を有している、又は、事業者が（一社）日本自動車運行管理協会の正会員であること。	運転免許証の写し。又は、（一社）日本自動車運行管理協会の正会員であることが確認できる資料等
5	運行管理者は、直近3年以内に運転免許証の停止処分等の原因となる重大な交通違反歴がないこと。	運転免許証を交付した都道府県公安委員会の発行する運転記録証明書等
6	事業者は、平時及び事故時における管理体制が確立されていること。	平時及び事故時の管理体制について確認できる資料等
7	事業者は、運行管理者に対し定期健康診断を受診させていること及び運行管理者の健康状態に問題のないこと。	定期健康診断を受診させていることが確認できる資料及び運行管理者の1年以内の健康診断書の写し。
8	事業者は、運行管理者に対し安全運転、マナー、個人情報保護及び守秘義務等について研修を実施していること。	教育制度、教育内容が確認できる資料。運行管理者の受講実績が確認できる資料。
9	事業者は、運行管理者が休務した場合等、代務体制が可能な管理体制及び不測の事態（緊急代務）における管理体制を確立すること。	運行管理者が休務した場合の代務体制及び不測の事態（緊急代務）における管理体制について確認できる資料等
10	信用基金（監督職員）→運行管理責任者→運行管理者への運行指示について、電子メール等によりシステム化されていること。	運行指示に係るシステムに関する資料